

子どもの新たな医療費助成制度を創設し、国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書

2014年4月現在、子どもの医療費助成は全ての都道府県で実施され、通院では中学卒業までが930自治体、それ以上は204自治体、全自治体の65%に上るなど独自の努力を進めている。その背景には、子育て世帯の深刻な暮らしの実態と切実な願いがあり、少なくない自治体が「子育てしやすいまち」、「子育てを応援するまち」を掲げて対象年齢を引き上げる努力を続けている。

2015年3月、政府は閣議決定した少子化社会対策大綱で「結婚や子育てしやすい環境となるよう、社会全体を見直し、これまで以上に少子化対策の充実を図る」と明記している。「住んでいる地域によって受けられる子どもの医療費助成に差があるのをなくしてほしい」、「どの子どもも安心して医療が受けられるよう、国が制度をつくってほしい」との声は、全国共通であり、5割近くの自治体が国の責任で無料制度創設を求める意見書を採択し、全国知事会からも国制度の創設を強く求めている。国として、子どもの新たな医療費助成制度の創設を決断すべきである。

また、国はこの地方が単独で行っている医療費助成制度について、自己負担の減額を行うことによって医療費の増大につながっているとし、助成制度を導入している自治体に対し、国民健康保険の国庫負担金等を削減している。これは、国の政策でもある少子化対策やセーフティーネットを、独自の手法で補っている地方自治体から見れば、その努力を阻害するものであり、財政的にも困難を抱える自治体への足かせとなっている。

国においては、「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会」が設置され、地方単独事業についても検討されることとなったが、今まさに、その構造的問題の解決に向けて、国と地方の双方が努力しなければならない時期にある。

よって、国におかれては、子どもの新たな医療費助成制度を創設するとともに、子どもの医療費助成など地方単独の事業に対する国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議員 三石文隆

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣
(少子化対策、男女共同参画)

様